

児童福祉専門分科会における虐待通報があった場合の対応について

1 経緯

児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待について通報義務等の規定が設けられ、同法第33条の15には、措置を講じた時は、速やかに措置内容等について審議会へ報告することと定められた。

(抜粋) 第33条の15

所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じた時は、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

2 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができる。

3 審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 本市における対応

「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)では、児童福祉審議会等に報告し意見を聞くことされている。

のことから、本市においては社会福祉審議会児童福祉専門分科会(以下、「分科会」という。)に報告し、意見を聴取することとなるため、虐待通報を受けた場合には、分科会を緊急に開催することが求められる。

この場合、12名の委員で構成する当分科会における「過半数の出席(7名以上の出席)」の成立要件を満たせない場合が生じることが想定されるため、会議の成立及び機動性並びに実効性を確保することから、新たに審査部会を設けるものである。

なお、当審査部会の所掌事務は、同法第33条の15第2項及び第3項に規定する事項とする。

3 審査部会の設置検討

ガイドラインにおいて、以下のように定められていることから、分科会の機動的な運用を図るため、新たに審査部会を設置する。

- (1) 所管行政庁からの報告に速やかに応じることができる実効性の高い体制を整える必要がある。
- (2) 虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫する必要がある。
- (3) 委員については、子どもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要である。

分科会の概要		課題
開催頻度	年3回程度	・12名委員で構成され、全員との日程調整が困難
成立要件	過半数の出席	・成立には7名以上の委員の出席が必要

4 審査部会設置（案）

- (1) 既設の2つの審査部会の委員数は5名だが、いろいろな立場での意見を聞くことができるよう、7名の委員で構成する。（過半数4名）
- (2) 大学、医師、保育関係等の委員で構成され、現場に詳しく専門的な意見を求めることができる。
- (3) 虐待通報があった場合の対応は、新たに設置する審査部会が担う。